平成29年第1回東浦町議会定例会議案等一覧表

1 議案等

区	/\	件	数
	分	平成 29 年第 1 回	平成 28 年第 1 回
1 条	例	5	15
(1)制	定	1	4
(2)全 青	部 改 正	0	0
(3) — ‡	部 改 正	4	11
(4)廃	止	0	0
2 予	算	8	11
(1) 一 頻	般 会 計	2	2
(2)特 5	引 会 計	5	7
(3) 企	業会計	1	2
3 その他の議案等		1	3
計		14	29

2 専決処分

D.	分	件	数
区		平成 29 年第 1 回	平成 28 年第 1 回
1 承	認	0	1
(1)条	例	0	1
(2) 予	算	0	0
2 報	告	3	2
計		3	3

平成29年第1回東浦町議会定例会議案等概要 (予算関係議案を除く。)

第1 同 意

固定資産評価審査委員会委員の選任について(同意第1号)

次の者を平成29年5月1日から固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地 方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

 すぎ やま のぶ よし

 氏 名 杉 山 信 義 (新任)

生年月日 ******

第2 報 告(専決処分)

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、 専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

1 工事請負契約の変更について (公共下水道事業管きょ布設工事 (28-1工区)) (報告第1号)

工事名	公共下水道事業管きょ布設工事 (28-1工区)		
契約金額	変更前 62,640,000円		
	変更後 62,503,920円		
	(136, 080円の減額)		
契約の相手方	知多郡東浦町大字藤江字柳牛28番地の1		
	東浦土建株式会社		
	代表取締役 長坂 勝之		
変更理由	取付管工及びます工について、施工箇所数等の変更が必要となっ		
	たため、工事請負契約の変更をするもの		

2 工事請負契約の変更について (公共下水道事業管きょ布設工事 (28-2工区)) (報告第2号)

工 事 名	公共下水道事業管きょ布設工事 (28-2工区)		
契約金額	変更前 61,992,000円		
	変更後 62,161,560円		
	(169, 560円の増額)		
契約の相手方	知多郡東浦町大字石浜字三ツ池15番地の2		
	有限会社平林組		
	代表取締役 平林 和幸		
変更理由	管きょ工、取付管工、ます工等について、施工箇所数等の変更が		
	必要となったため、工事請負契約の変更をするもの		

3 工事請負契約の変更について (公共下水道事業管きょ布設工事 (28-3工区)) (報告第3号)

工 事 名	公共下水道事業管きょ布設工事 (28-3工区)		
契約金額	変更前 60,480,000円		
	変更後 60,880,680円		
	(400, 680円の増額)		
契約の相手方	知多郡東浦町大字緒川字旭14番地の 6		
	髙木建設株式会社		
	代表取締役 髙木 和人		
変更理由	取付管工及びます工について、施工箇所数等の変更が必要となっ		
	たため、工事請負契約の変更をするもの		

第3 議 案:条例(制定)

1 東浦町いじめ問題対策委員会及び東浦町いじめ問題調査委員会条例の制定について (議案第1号)

東浦町いじめ問題対策委員会及び東浦町いじめ問題調査委員会を設置する。

施行日:平成29年4月1日

(1) 東浦町いじめ問題対策委員会

ア 所掌事務

- (ア) 教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査 審議する。
- (イ) 重大事態に係る事実関係を明確にする調査を行う。

イ 委員

- (ア)委員の数は5人以内
- (イ)教育、法律、心理、福祉等に関して専門的な知識又は経験を有する者のうち から、教育委員会が委嘱する。

(2) 東浦町いじめ問題調査委員会

ア 所掌事務

東浦町いじめ問題対策委員会が行った重大事態に係る調査の結果について、町長が必要と認めるときに調査を行う。

イ 委員

- (ア)委員の数は5人以内
- (イ)教育、法律、心理、福祉等に関して専門的な知識又は経験を有する者のうち から、必要の都度、町長が委嘱する。

第4 議 案:条例(一部改正)

1 東浦町特別職報酬等審議会条例の一部改正について(議案第2号)

組織改編に伴い、規定を整理する。

施行日:平成29年4月1日

2 東浦町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について(議案第3号) 非常勤職員の育児休業に係る要件を緩和する等

施行日:平成29年4月1日

(1) 非常勤職員の育児休業に係る要件の緩和

非常勤職員の育児休業に係る要件を、育児休業取得の申出をした時点において、 引き続き1年以上在職しており、かつ、子が1歳6か月になるまでの間に任期満了 すること及び引き続き採用されないことが明らかでないこととする。

(2) 育児休業に係る子の範囲の拡大

地方公務員の育児休業等に関する法律に規定する育児休業の対象となる子として 条例で定める者を、養育里親に養子縁組を希望されている児童であって親権を行う 者等の意に反するため養子縁組されない児童とする。

3 東浦町税条例の一部改正について (議案第4号)

地方税法等の一部改正(公布:平成28年11月28日 施行:公布の日)に伴い、所要の規定を整備する。

施行日:平成29年4月1日

(1) 個人町民税

住宅ローン減税措置について、適用期限を平成33年まで延長する。

(2) 軽自動車税

一定の環境性能を有する四輪車等におけるその環境性能に応じた税率の軽減措置 を1年間延長する。

4 東浦町道路占用料条例の一部改正について(議案第5号)

ガス事業法の一部改正(公布:平成27年6月24日 施行:平成29年4月1日) に伴い、引用する法律の条項を整理する。

施行日:平成29年4月1日